

大阪府食の安全安心顕彰制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府食の安全安心顕彰制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条、第7条、第8条及び第13条の規定に基づき、顕彰の種類、顕彰にかかる推薦、審査、選考及びその他に必要な事項を定めるものとする。

(推薦の基準・手続き)

第2条 大阪府食の安全安心推進協議会委員、大阪府食の安全安心推進委員会委員、府保健所、府内市町村及び大阪版食の安全安心認証機関は、要綱第6条第2項第一号から八号に掲げる項目を考慮の上、推薦調書（様式第1号）を大阪府食の安全安心顕彰制度事務局あて提出するものとする。

2 過去において同じ取組で顕彰を受けた者は、推薦を受けることができない。

(審査・選考の方法)

第3条 要綱第8条に規定する審査及び選考は、別表1に定める採点基準によるものとする。

(顕彰の種類)

第4条 要綱第5条に規定する顕彰の種類は、別表2に定める。

(表彰状の様式)

第5条 表彰状の様式は様式第2号によるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年1月22日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月13日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年9月8日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月17日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月29日から施行する。

別表1 採点基準（第3条関係）

点数	採点基準
5点	極めて優れた取組みである。
4点	とても優れた取組みである。
3点	優れた取組みである。
2点	優れた取組みとは言えない。
1点	通常取組みにとどまっている。

採点の結果、平均点が3点以上を顕彰の対象とする。

別表2 顕彰の種類（第5条関係）

各賞	事業者部門	消費者部門
大阪府知事賞	概ね7名以内	概ね3名以内
その他事業者あり方検討部 会で認めた賞	必要と認めた数	必要と認めた数
備考	各賞については、相応しいものがなければ該当なしとする場合がある。なお、上記受賞数は予定数であり変更する場合がある。	

推 薦 調 書

年 月 日

大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課
大阪府食の安全安心顕彰制度事務局 あて

(推 薦 者)
所 属 名
代表者名及び担当者名
電話番号 (担当者)

令和 年度大阪府食の安全安心顕彰候補者の推薦について

次の者について、関係書類を添えて推薦します。

顕彰の種類	<input type="checkbox"/> 事業者部門 (食品等の安全性の確保の取組) <input type="checkbox"/> 消費者部門 (食品等に対する消費者の信頼性の確保の取組)		
ふりがな		欠格事由 の有無	<input type="checkbox"/> 無し
候補者の氏名又は 団体名			
ふりがな			
代表者氏名 (団体の場合)			
住所又は所在地	〒 —		
電話番号		FAX 番号	
Eメール			
ホームページ			
取組内容・推薦理由	別紙のとおり		

※団体の概要や取組内容が分かる写真、パンフレット等などの資料等がある場合は、審査に必要ですので、添付してください。

候補者の取組内容、推薦の理由

※取組内容は、開始時期や取組者、取組方法など具体的に記載ください。推薦理由は、他でも同様の取組をしている場合は特徴などを記載ください。

取組内容の優れた点（最低3項目以上、該当するものは全て記載ください）

①広域性	
②適合性	
③活発性	
④将来性	
⑤独創性	
⑥実用性	
⑦協働性	
⑧総合性	

表彰状

賞

様

あなたは食品等の安全性や信頼性の確保に関し特に優れた取組を行い食の安全安心の推進に大きな貢献をされましたのでその功績をたたえこれを顕彰します

令和 年 月 日

大阪府知事